

# 会津若松市教育委員会が所管する施設に おける障がいのある人への対応事例集

この事例集は、教育委員会所管施設における不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供についての具体例を記載したものです。

基本的な対応は会津若松市における「障がいのある人への対応事例集」によるものとし、教育委員会所管施設において特に注意すべき事項について例示しましたので、参考としてください。

なお、この事例集に記載のあるものはあくまで例示であり、例として挙げられているものに限定されるものではないことに注意してください。

## 【参考資料・引用】

「障がいのある人への対応事例集」（会津若松市）

「不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例」（福岡県教育委員会）

「福島県教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に係る留意事項」（福島県教育委員会）

# 1 共通する対応の基本

## (1) 相手の「人格」を尊重し、相手の立場に立って対応します。

- ・相手の立場に立って、「明るく」「ていねいに」分かりやすい対応を心がけます。
- ・介助の人や手話通訳の人等ではなく、障がいのある本人に直接対応するようにします。
- ・何らかの配慮が必要と思う場合でも、思い込みや押し付けではなく、本人が必要と考えていることを確認します。

## (2) 障がいの有無や種類にかかわらず、困っている人には進んで声をかけます。

- ・窓口を訪れる方の障がいの有無や種類は明確ではないため、常に来庁者の中には障がいのある人も含まれていることを念頭に置いて、困っているような状況が見受けられたら、速やかに適切な対応をするようにします。
- ・障がいの種類や内容を問うのではなく、「どのようなお手伝いが必要か」を本人にたずねます。

## (3) コミュニケーションを大切にします。

- ・コミュニケーションが難しいと思われる場合でも、敬遠したり分かったふりをせず、「ゆっくり」「ていねいに」「くり返し」相手の意思を確認し、信頼感の持てる対応を心がけます。

## (4) 柔軟な対応を心がけます。

- ・相手の話を良く聞き、訪問目的を的確に把握し、「たらい回し」にしないようにします。
- ・対応方法がよく分からないときは、一人で抱えず周囲に協力を求めます。
- ・想定外のことが起きても、素早く柔軟に対応します。

## (5) 不快になる言葉は使いません。

- ・差別的な言葉はもとより、不快に感じられる言葉や子ども扱いした言葉は使いません。
- ・障がいがあるからといって、ことさら特別扱いした言葉は使いません。

## (6) プライバシーには立ち入りません。

- ・障がいの原因や内容について、必要がないのに聞いたりしません。
- ・仕事上知り得た個人の情報については、守秘義務を守ります。

## 2 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

- ・学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、窓口対応を拒否し又は対応の順序を後回しにすること。
- ・資料の送付（事前の送付も含む）、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒むこと。
- ・障がいを理由に、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等やそれらのサービス利用をさせないこと。
- ・障がいを理由に、学校への入学の出願の受理、入学、授業等の受講、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- ・試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差をつけること。

### 【(参考) 不当な差別的取扱いに当たらない具体例】

- ・学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がい者である利用者に障がいの状況等を確認すること。
- ・障がいのある幼児児童生徒のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級において、特別の教育課程を編成すること。

## 3 合理的配慮の具体例

### 【合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例】

- ・学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障がい者に対し、当該施設の職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・館内情報を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示器等を用意したりすること。
- ・管理する施設・敷地内において、車いす利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。また、土足禁止のフロアでは、シートを敷くなどして車いすが利用できるようにすること。
- ・視覚に障がいのある方、車いす利用者、歩行に困難のある方の移動を妨げないために、廊下や手すり近くに物を置かないこと。
- ・疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、衝立を設けたりして臨時の休憩スペースを設けること。

- ・移動に困難のある児童生徒等のために、送迎用駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所やトイレの近い場所等に変更したりすること。
- ・聴覚過敏の児童生徒のために机・いすの脚に緩衝材をつけて教室の雑音を軽減したり、視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周りの掲示物の情報量を減らすなど、個別の障がいの特性に応じて校内の環境を変更すること。

### 【合理的配慮に当たり得る人的支援の配慮の具体例】

- ・目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（左右・前後・距離等）について、障がい者の希望を聞いたりすること。
- ・災害時、非難に困難を生じる障がい者に対し、施設の職員が直接安全な場所まで誘導すること。
- ・配架棚の高いところに置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- ・介助等を行う保護者、他の児童生徒、支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機等を認めること。

### 【合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例】

- ・学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、筆談、要約筆記、文字盤の使用、読み上げ、手話、点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。また、そのような配慮を行うことを表示すること。
- ・情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等）、知的障がいに配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。また、その際、各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。
- ・知的障がいのある利用者等に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使うこと。例えば、サービスを受ける際の「手続」や「申請」など生活上必要な言葉等の意味を具体的に説明して、当該利用者等が理解しているかを確

認すること。

- ・子供である障がい者又は知的障がい、発達障がい、言語障がい等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障がい者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT 機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。
- ・比喩表現等の理解が困難な障がい者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに説明すること。

### 【ルール・慣行の柔軟な変更の具体例】

- ・学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、事務手続の際に、職員や教員、支援員等が必要書類の代筆を行うこと。
- ・障がい者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の理解を得た上で、当該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- ・他人との接触、多人数の中にいることによる緊張のため、不随意の発声等がある場合、緊張を緩和するため、当該障がい者に説明の上、施設の状況に応じて別室を用意すること。
- ・学校、文化施設等において、板書やスクリーン等がよく見えるように、本人の希望を聞きながら、黒板に近い席等を確保すること。
- ・スポーツ施設、文化施設等において、移動に困難のある障がい者を早めに入場させ席に誘導したり、車いすを使用する障がい者の希望に応じて、決められた車いす用以外の客席も使用できるようにしたりすること。
- ・試験において、本人・保護者の希望、障がいの状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、代筆等を許可すること。
- ・点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡すこと。
- ・聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のヒアリングの際に、音質・音量を調整したり、座席の配置について配慮したりすること。
- ・知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること。
- ・肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車いすの使用を許可したりすること。

- ・日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにすること。
- ・慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をすること。
- ・治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する方法を工夫すること。
- ・読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT 機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
- ・発達障がい等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。
- ・学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。
- ・理科の実験などでグループ活動ができない児童生徒等や、実験の手順や薬品を混同するなど、作業が危険な児童生徒等に対し、個別の実験時間や実習課題等を設定すること。